

第1章 はじめに

1-1 計画策定の背景と目的

本市では、空家等の増加抑制や有効活用等の対策を総合的に進めるため、平成28年度（2016年度）に茨木市空家等対策計画（計画期間：平成29年度（2017年度）から令和6年度（2024年度）の8年間）を策定しました。また、増加する空家等の適正管理に関する取組の推進にあたり、平成30年（2018年）4月に「茨木市空家等の適切な管理に関する条例」（以下、「条例」という。）及び「茨木市空家等の適切な管理に関する規則」（以下、「規則」という。）を制定しました。これまで、茨木市空家等対策計画や条例に基づき、空家等対策を総合的に進めてきましたが、このたび計画期間の最終年度となり、見直しの時期を迎えました。

一方で、国においては、増加する空家等がもたらす問題が一層深刻化することが懸念されることから、空家等の「活用の拡大」「管理の確保」「特定空家等の除却等」の三本の柱で、総合的に対策を強化することを目的とした空家等対策の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律（令和5年法律第50号）が令和5年（2023年）6月14日に公布され、同年12月13日に施行されました。

以上の背景を踏まえ、本市におけるこれまでの取組や社会状況等の変化を踏まえたうえで、今後の空家等対策の方向性や施策展開のあり方等を見直すことを目的として「第2期茨木市空家等対策計画」（以下、「本計画」という。）を策定しました。

- 本計画で用いる用語は、特に記載のない限り空家等対策の推進に関する特別措置法の定義によるものとします。なお、「空家等」「空家」「所有者等」「所有者」については、以下のとおり使い分けます。

語句	説明
空家等	建築物又はこれに附属する工作物であって、居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地
空家	空家等のうち、敷地を含まないもの
所有者等	空家等の所有者又は管理者
所有者	空家等の所有者

1-2 計画の位置づけと役割

本計画は、空家等対策の推進に関する特別措置法第7条で定められている空家等に関する対策についての計画（空家等対策計画）であり、空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、国の基本指針に即して策定する計画です。

計画の策定にあたっては、本市の上位計画である「第6次茨木市総合計画」と、これに即して策定した「茨木市居住マスタープラン」との整合性を図りつつ、本市の状況や課題等を踏まえて、取組方針や実施体制等を定めるものであり、今後の空家等対策を展開するための基本方針としての役割を担うものとなります。

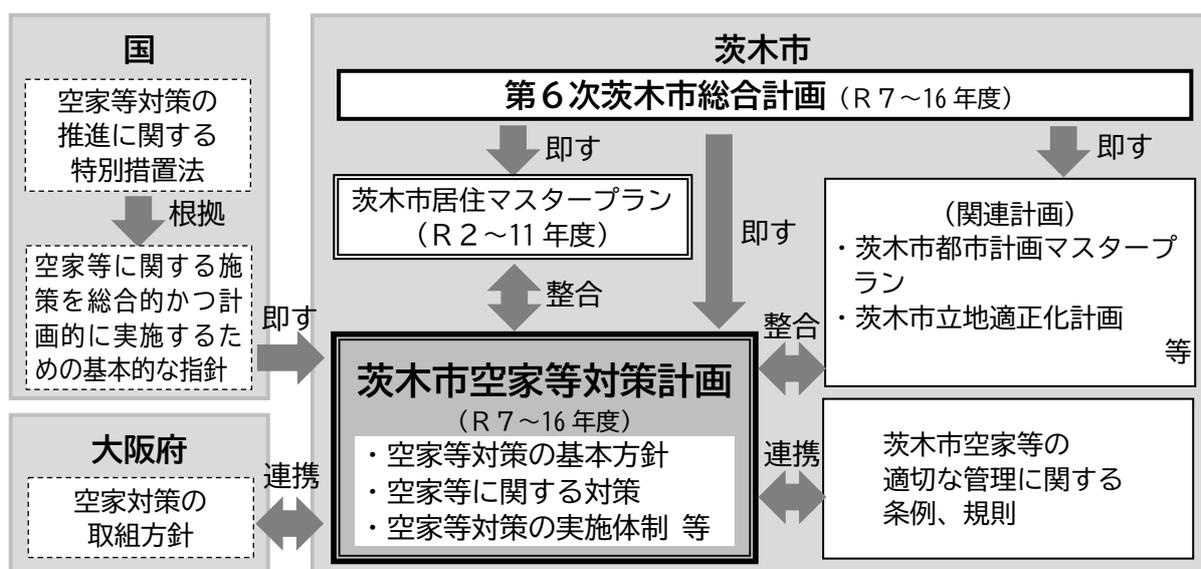


図 - 計画の位置づけ

1-3 計画期間

計画期間は、上位計画である総合計画との整合を図り、令和7年度（2025年度）から令和16年度（2034年度）までの10年間とします。

なお、社会状況の変化をはじめ、国の動向や法改正の状況、また、市の総合計画の改定状況などを踏まえ、必要に応じて中間見直しを行います。

また、本計画に基づく空家等対策の推進にあたっては、取組の状況把握や改善を行うとともに、関係各課で構成される庁内検討会や、学識経験者等で組織される茨木市空家等対策協議会を活用しながら取組を実施します。